

(8) 農村計画課



【継続】多面的機能支払交付金

概要

○農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に向けた、地域における共同活動への支援

予算額（当初）：3,708,669千円

事業期間：平成26～令和5年度

背景／課題

・農業・農村は、水源涵養や自然環境の保全など、多面的機能を有しており、国民全体が利益を享受

・農村地域の高齢化、人口減少等により、多面的機能の発揮に支障をきたす懸念

・水路、農道等の地域資源の保管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害される懸念

○多面的機能を適切に維持・発揮するための地域活動を支援

事業内容

1 農地維持支払交付金

- 対象組織 農業者等で構成される組織
- 対象となる活動
 - ・地域資源の基礎的な保全活動（水路の泥上げ、農道の草刈、農道の除排雪、小規模な災害復旧、鳥獣防護柵の管理等の多面的機能を支える共同活動）
 - ・農村の構造変化に対応した体制の充実・強化等
- 交付金額 《10aあたり》田3,000円、畑2,000円、草地250円

2 資源向上支払交付金

(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動

- 対象組織 農業者と地域住民で構成される組織
- 対象となる活動
 - ・施設の軽微な補修（水路の破損個所の補修、農道の路肩・路面の補修等）
 - ・農村環境保全活動（生態系保全活動、景観形成のための植栽活動、田んぼダムの取組み等）
 - ・多面的機能の増進を図る活動
- 交付金額 《10aあたり》田2,400円、畑1,440円、草地240円
（田1,800円、畑1,080円、草地180円）
※（ ）内は、活動を5年以上継続している地区で基本単価の75%
- 加算措置
 - ・多面的機能の更なる増進に向けた活動支援 田400、畑240、草地40（円/10a）
 - ・水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進 田400（円/10a）
 - ・広域化への支援 3集落以上又は50ha以上 40,000円/年・組織、200ha以上 80,000円/年・組織、1,000ha以上 160,000円/年・組織 等

(2) 施設の長寿命化のための活動

- 対象組織 農業者等で構成される組織（(1)と同じ）
- 対象となる活動 農地周りの農業用排水路や農道などの施設の補修・更新
- 交付金額 《10aあたり》田4,400円、畑2,000円、草地400円

事業スキーム

農村地域の共同活動の継続

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮

補助要件等

- ・負担率：国 1/2
- 県 1/4
- 市町村 1/4

「農業の有する多面的機能の発揮に関する法律」に基づく制度として以下の事業と連動して実施

- 中山間地域等直接支払交付金
- 環境保全型農業直接支払交付金

事業目標

・活動組織における非農業者の参加割合 R2（直近）27.3% ⇒ R8（目標）31.8%
※山形県農業農村整備長期計画

問い合わせ先

- 担当課：農村計画課 農村保全担当
- 電話：023-630-2506

概要

○農業の就業人口の減少・高齢化が顕著で、営農・生産条件が不利な中山間地域の集落等における、農業生産活動等の維持・発展に向けた先進的な取組みへの総合的な支援

予算額（当初）：15,413千円

事業期間：令和3～6年度

背景／課題

- 農山村では、営農・生産条件が不利
- 高齢化、働く場の減少等による若者の流出
→担い手の減少、集落機能の低下、働く場の不足 など
- 多様な地域活性化の手法が存在

地域農業を維持・発展させていくために、

- ①所得と雇用機会の確保、
- ②定住・営農継続に向けた条件整備、
- ③地域を支える新たな活力の創出、

に向けた取組みを進めていくことが求められている

事業内容・事業スキーム

機運醸成

○シンポジウム等の開催

・地域活性化の先進的な取組みに関する基調講演や事例報告等を通して、地域づくりの取組みを拡大

○地域づくり人材の育成

・地域のやる気を引き出し、官民一体となった地域振興を目指すため、地域住民に寄り添いながら、地域づくりを一貫してコーディネートできる人材を育成するための研修を開催

合意形成支援

○行動計画の策定

・集落・組織等における話し合いによる将来像の共有を図るため、ワークショップの開催等を通して、地域における行動計画（実践的集落戦略など）の策定を支援

・現役世代である高齢者と若者世代が、地域の農業について徹底的に話し合い、合意形成するための環境整備を実施

・市町村が中心となる地域づくりの取組みへ助言等を実施

集落・組織向け

個人・法人・グループ向け

立ち上げ・芽出し支援

○スタートアップ支援

・行動計画に掲げた将来像などの実現に向けて、農業生産活動等の維持・発展に向けた新たな取組みの立上げ（試行）を支援

【補助率等】 定額（補助金額上限250千円）

【事業の流れ】 県 → 事業実施主体

※事業実施計画書は市町村に提出

○持続的発展活動支援

・地域資源を活用した付加価値を創出する取組みの検討・試行や、検討・試行を行ううえで 最低限必要な機器等の導入を支援

【補助率等】 事業検討：2/3（補助金額上限200千円）

機器等導入：1/2（補助金額上限800千円）

【事業の流れ】 県 → 事業実施主体

※事業実施計画書は市町村に提出

事業目標

・活力ある地域づくりの実践に取り組む件数（累計）

R2（直近：H26～R2）27件 ⇒ R6（目標：H26～R6）75件

問い合わせ先

■担当課：農村計画課 農村づくり担当

■電話：023-630-2948

【継続】がんばる中山間農業・農村省力化パイロット事業費

概要

○持続可能な地域農業・農村の振興に向けた、中山間地域における農地の維持管理の省力化や担い手の育成・確保への支援

予算額（当初）：4,532千円

事業期間：令和2～4年度

背景／課題

・高齢化や若者等の都市部への流出により、人口減少が進行し農業後継者も不足

・農業を継続していく上での不安となっている大きな要因の一つが長大な法面の草刈り等の農地管理

・継続して農地を保全していくためには、スマート農業等を活用した農地管理省力化とそれに取り組む農村の担い手の育成・確保を推進する必要

事業内容

1 多様な主体による地域の担い手育成支援

- 実施主体
農業者等が組織する団体、特定非営利活動法人
- 事業内容
若者等による農村集落で草刈り等の農地管理作業を実施する組織「草刈隊」の立ち上げ及び草刈り等の活動を支援
- 補助額
定額 50千円／地区



2 小規模農地管理省力化機材導入支援

- 実施主体
土地改良区、農業協同組合、農地所有適格法人、農業者等が組織する団体、特定非営利活動法人
- 事業内容
草刈隊立ち上げ等による多様な農村の担い手育成などの体制整備を行う場合、農地管理省力化機材の導入を支援
- 補助額
事業費の1/3



事業スキーム

省力化技術の導入及び農村の担い手の育成・確保による中山間地域課題への対応

持続可能な農地保全体制の構築

補助要件等

- 事業実施主体
土地改良区
営農組織 等
- 補助率
① 定額（50千円上限）
② 1/3

事業目標

・中山間地域の農地保全取組面積 R2（直近）8,434ha ⇒ R6（目標）8,850ha

問い合わせ先

- 担当課：農村計画課 農村保全担当
- 電話：023-630-2506

【継続】やまがた「人・農地」リニューアル事業費

概要

○新規就農者や地域の担い手が行う、荒廃農地を引き受けて営農するための再生作業への総合的な支援

予算額（当初）：4,221千円

事業期間：令和2～4年度

背景／課題

- 高齢化や労働力不足、土地持ち非農家の増加により荒廃農地が発生している
 - 新規就農者が営農を開始するにあたって、優良農地の確保が難しい
 - 担い手に農地の集積・集約化を図るなかで、荒廃農地が弊害となっている
- ↓
- 新規就農者の経済負担を軽減し、移住等を推進するため、荒廃農地再生への支援
 - 担い手が荒廃農地を再生して、農地の集積・集約化を図る取組みに対して支援

事業内容

荒廃農地再生利用活動支援

- 対象者
 - ・新たに就農する者
 - ・認定新規就農者
 - ・実質化された人・農地プランに位置付けられた担い手
- 対象農地
 - ・農振農用地区域内において簡易な基盤整備等により再生可能な荒廃農地
- 事業要件
 - ・貸借等によって、再生された農地で5年間以上耕作すること
 - ・事業実施にあたり直営施工を含むこと
 - ・事業費が2,000千円未満であること
- 対象事業
 - ・再生作業：伐採、伐根、障害物除去、深耕、整地、土壌改良、簡易な排水対策等
 - ・営農定着：種子・苗木、飼料等の購入等

荒廃農地



再生作業後



作物の作付



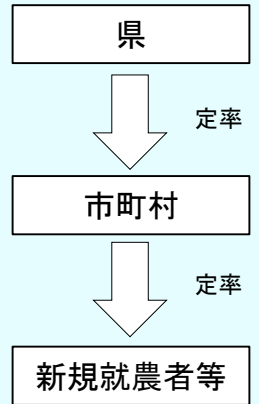
再生作業（障害物除去・深耕・整地等）



土づくり（土壌改良）

事業スキーム

補助金の流れ



補助率：県1/4、市町村1/4以上
（市町村単独上乘せ可能）

事業目標

・中山間地域の農地保全取組面積 R2（直近）8,434ha ⇒ R6（目標）8,850ha

問い合わせ先

- 担当課：農村計画課 農村保全担当
- 電話：023-630-2506

【継続】中山間地域等直接支払制度費

概要

○農業生産条件の不利な中山間地域等における、集落等を単位とした農用地を維持・管理していくための、協定に基づく農業生産活動等への支援

予算額（当初）：945,862千円

事業期間：平成12～令和6年度

背景／課題

・中山間地域等では、平地に比べ自然的、経済的、社会的条件が不利

・担い手の減少、耕作放棄地の増加等により、農業・農村が有する水源涵養機能、洪水防止機能等の多面的機能が低下し、国民全体にとっても大きな経済的損失の懸念

・中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じ、多面的機能を確保する必要がある

事業内容

○対象地域

「特定農山村法」「山村振興法」「過疎法」「棚田地域振興法」等の法指定地域及び地域の実態に応じて都道府県知事が指定する地域（特認地域）

○対象農用地

農振農用地区域内に存する一団（1ha以上）の農用地で、傾斜基準等を満たすもの

○主な交付単価（10aあたり）

- ・通常単価 田：急傾斜（1/20以上） 21千円、緩傾斜（1/100以上） 8千円
畑：急傾斜（15°以上） 11.5千円、緩傾斜（8°以上） 3.5千円
- ・加算措置 棚田地域振興活動加算 田、畑 10千円
超急傾斜地棚田加算 田、畑 14千円
超急傾斜農地保安全管理加算 田、畑 6千円
集落協定広域化加算 地目に関わらず 3千円
生産性・集落機能強化加算 地目に関わらず 3千円

○交付対象者

集落協定等に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等

○対象となる活動

協定に基づき実施する次の活動

- ①農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄地の発生防止活動等）
- ②体制整備のための前向きな取組み（集落戦略の作成）

なお、①+②実施の場合は通常単価、①のみ実施の場合は通常単価の8割

事業スキーム

中山間地域での農業生産活動等の継続

国土保全を含め農業の有する多面的機能の発揮

補助要件等

- ・負担率：国 1/2
（※） 県 1/4
市町村 1/4
※特認地域の場合は各 1/3
- ・対象者：集落協定等に基づき5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として以下の事業と連動して実施

- ◇ 多面的機能支払交付金
- ◇ 環境保全型農業直接支払交付金

事業目標

・中山間地域の農地保全取組面積 R2（直近）8,434ha ⇒ R6（目標）8,850ha

問い合わせ先

- 担当課：農村計画課 中山間・棚田振興担当
- 電話：023-630-2506

概要

○農作業の効率化や水管理の省力化に向けた、情報通信環境の整備や自動給排水栓の設置など、ICT設備の導入促進

予算額（当初）：29,000千円

事業期間：令和4～6年度

背景／課題

【背景】

- ・ 農業者の減少等に伴い、担い手への農地の集積が進む中、農地の分散等による水管理をはじめとする農地管理の負担が増大
- ・ そのため、担い手がこれ以上農地を引き受けられないなど、更なる規模拡大や新たなチャレンジに限界
- ・ これらの打開に向け、遠隔操作が可能な自動給排水設備の設置など、ICT設備導入の機運が高まりつつある

【課題】

- ・ 水田の水管理や、農地管理における省力化技術の導入を促進するため、意欲のある地域に対して、使い続けられ、効果を発揮し続けられるような支援が必要
- ・ 先導的な事例を増やすとともに、事例の蓄積と発信が必要

事業内容

1 情報通信設備の導入支援【新規】

- ・ 情報通信環境に係る調査及び計画の策定
- ・ 情報通信基地局等の設置支援



2 自動給排水設備の導入促進【新規】

- ・ レンタル式自動給排水栓の設置により、水稻栽培期間における水管理労力削減効果の実証



事業スキーム

1 情報通信設備の導入支援

- 農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）を活用
 - ・ 計画策定（委託）
 - ・ 設備導入（補助金）：国1/2

2 自動給排水設備の導入促進

- 地方創生推進交付金を活用
 - ・ 省力化効果の実証（委託）
 - ・ 委託先：水系単位で設備の導入を計画する土地改良区等
 ⇒ 用水路や排水路、管水路や開水路、区画の形状など、条件の違いによる事例の蓄積と発信

事業目標

- ・ 基盤整備着手地区におけるICTを活用したほ場の水管理システムを導入する地区数

R2（直近）1地区 ⇒ R8（目標）30地区

※山形県農業農村整備長期計画

問い合わせ先

- 担当課：農村計画課
計画・スマート農業基盤担当
- 電話：023-630-2539

